原判決を左の如く変更する。

被控訴人の控訴人に対する東京法務局所属公証人A作成の第八万七千参 百参号債務弁済契約公正証書に基く強制執行は金一万円及び之に対する昭和二十三 年一〇月三日から支払の日まで年一割の割合による金員以外の部分については之を 許さない。

控訴人のその余の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審を通して之を三分し、その一は控訴人その二は被 控訴人の負担とする。

原裁判所が昭和二十五年九月十一日に為した強制執行停止決定は第二項 記載の金額以外については認可し、その余の部分は取消す。

前項に限り仮に執行することができる。

控訴人は、原判決を左の如く変更する、被控訴人が控訴人に対する東京法務局所属公証人A作成の第八万七千参百参号債務弁済契約公正証書正本に基く強制執行は 許さない。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする、との判決を求めた。 その事実主張の要領は、月三割の利息を以つてする金銭消費貸借契約は物価統制令 第十条に違反する。仮に同条の直接の適用がなくても、この法令の精神から見て、 右の契約は公序良俗に反するものであつて、いずれにせよ無効である。仮に利息の 約定のみが無効であるとすれば、控訴人は不当利得の法理により、その支払つた利 息の返還を請求する権利があるから、控訴人は昭和二十三年六月から同年十月二日 までの間に月三割の利息として支払つた八万五千円の内原審に於て元金に充当され たものと認定された一万円を除いた七万円の内金六万円の返還請求権を以つて被控 訴人の元本債権と相殺する、と云う外は原判決の事実摘示と同一である。 被控訴人は原審及び当審に於ける各最初の口頭弁論期日に合式の呼出を受けなが

ら出頭しないから、原審で提出した昭和二十五年九月二十七被付上申書と題する準 備書面及び当審で提出した昭和二十六年六月六日附及昭和二十七年三月三日附の答

弁書を陳述したものとみなすが、その要旨は、

被控訴人は控訴人主張の公正証書に基いて差押をしたが、昭和二十五年九

二日に右差押を解除したから控訴人の請求は失当である。 高度のインフレションの下にあつた昭和二十三年当時に於ては、月三割の 利息は平然と行われていたもので、決して暴利ではない。仮に暴利とするも、金利 の点に於て利息制限法に反するにとどまり、消費貸借契約そのものは無効でない。 また利息制限法所定の限度を越した利息でも、一旦支払えばその返還は請求できな いのであるから、控訴人の相殺の主張は失当である。よつて控訴棄却の判決を求め る。

と云うのである。

曲

控訴人主張の公正証書の存することは被控訴人の明に争わないところであるから 自白したものとみなす。そうして弁論の全趣旨によると、その公正証書には執行認 諾の記載があるものとみとめられる。然らば現実に強制執行が開始されてもされな くても、控訴人としては異議を主張しうるのであるから、差押を解除した故に被控 訴人の請求異議は理由がないと云う被控訴人の主張は採用できない。

本件の公正証書が、控訴人の主張するように、昭和二十一二年五月中旬に控訴人が被控訴人から金五方円を、利息は月三割、返還の期限は一ケ月後との約定で、借 用したその元利金の支払のため振出された約束手形金の弁済契約につき作成された こと、控訴人が昭和二十三年十月二日までに利息及遅延損害金として合計八万五千 円を支払つたことは被控訴人の明に争わないところであるから自白したものとみな す。そうして、原裁判所は、右の八万五千円の内金一万円は元金に充当されたもの とし、本件の公正証書は金四万円と之に対する昭和二十三年十月三日から支払の日まで年一割の割合による金員以外については執行力を排除すべきものと判断しこの 限度で控訴人の請求を許容したものであつて、これに対しては、被控訴人から不服 の申立はない。

そこで当審に於ては、更に金四万円及び之に対する昭和二十三年十月二日以降年 -割の割合の金員に関する部分が問題となるのであるが、控訴人は月三割の金利は 暴利であつて、本件の消費貸借契約は無効であると主張し、被控訴人は貸付当時の 昭和二十三年はインフレイションの増勢の著しい時であつたから月三割の金利は暴 利でないと主張する。そこで当時を顧みるに、昭和二十一年及昭和二十二年はイン

以上の通りであるから、本件の公正証書の執行力は金一万円と之に対する昭和二十三年十月三日から支払の日まで年一割の割合による金員以外の部分については之を排除すべく、この限度で控訴人の請求は認容すべく、その他の部分は棄却すべきである。よつて原判決は主文の如く変更し、民事訴訟法第九十六条第九十二条第五百四十八条を適用して主文の如く判決する。

(裁判長裁判官 浅野英明 裁判官 熊谷直之助 裁判官 臼居直道)